

事業継続支援事業実施要綱について（FAQ）

Q 1 本事業の対象とされる職員に宿泊が必要な場合とは、具体的にどのようなものか？

A 1 本事業では、施設入所者への新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、及び職員が基礎疾患を有する家族等と同居しており自宅内での感染防止を図るため、施設従事職員の宿泊が必要な場合を補助の対象としています。

具体的には、以下のような場合が想定されます。

- ・施設内で感染者が発生又は濃厚接触者に対応した施設で、基礎疾患を有する家族等と同居している職員が自宅へ帰ることが困難な場合
- ・施設では感染者が発生又は濃厚接触者に対応した施設ではないが、基礎疾患を有する家族等と同居している職員が自宅へ帰ることを不安に感じており、勤務体制の確保のためには当該職員の勤務継続が必要な場合

ただし、施設内で感染者が発生又は濃厚接触者に対応した施設における、新型コロナウイルス感染症への対応については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金」（以下「サービス提供体制確保事業」という。）の申請が可能となっており、職員の宿泊費用についても対象となる可能性があります。同一の補助対象経費を本事業とサービス提供体制確保事業と重複して交付を受けることはできませんので、この場合には、サービス提供体制確保事業を優先して補助申請してください。

Q 2 全ての施設職員が対象となるか？

A 2 入所者に対し直接的、あるいは間接的にサービスを提供している職員が対象であり、入所者と接することのない一般的な受付事務等を行う職員等は対象外となります。

（具体例）

直接的なサービス…介護や生活援助等に従事している職員

間接的なサービス…食事調理、施設の清掃等に従事している職員

Q 3 単身者は対象にならないか？

A 3 自宅内での感染リスクがない単身者は対象とはなりません。施設住み込み職員で、施設入所者への感染拡大が懸念されるといった場合は対象として差し支えありません。

Q 4 同居家族は対象となるか？

A 4 対象職員の宿泊が対象であり、同居家族の宿泊は対象外となります。

Q 5 「基礎疾患を有する家族等」には、どういった方が含まれるか？また、「基礎疾患を有する家族等」の確認について、施設が職員へ確認したということであれば、特に証明する資料の用意や保管をする必要はないと考えてよいか。

A 5 新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するおそれがあるとされている基礎疾患をもつ方や、高齢者、ワクチン接種対象外となっている子供が含まれます。

参照（厚労省 HP 基礎疾患について）

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0034.html>

また、確認については、可能な限り確認資料の用意、適切な保管をお願いいたします。証する資料がない場合には、施設が職員からの申出の内容を確認し、それを記録、保管しておくようお願いいたします。

Q 6 自宅に濃厚接触者や感染疑いの者がいるためホテルを利用したいという職員がいるが、対象となるか？

A 6 対象となります。ただし、陰性が判明した時点以降に宿泊をする場合の費用は対象となりません。

なお、「感染疑いの者」には、新型コロナウイルス感染症の主な症状（発熱、のどの痛み、咳など）が見られ、PCR 検査などによる陽性確定がまだされていない者などが想定されますが、そうした状況を施設が把握しており、本事業に該当する目的で事業者（施設）としても宿泊を要すると判断していることが必要となりますので、対象とした経緯については適切に記録、保管していただくようお願いいたします。

Q 7 対象施設があらかじめ契約等により宿泊施設を指定していることが補助条件となっているが、口頭やネットでの予約も対象となるか？

A 7 本事業に該当する目的で事業者（施設）が必要と判断した場合であれば、口頭やネットでの予約も対象となります（職員が施設の了解を得ずに宿泊した場合は対象外です。）。

また、施設があらかじめ契約等により指定している宿泊施設であれば、予約は法人名、職員名どちらでも構いませんが、職員名の場合は、法人と職員の精算記録を適切に保管してください。

なお、契約は必須ではありませんが、宿泊施設とトラブルが生じないようお願いいたします。

Q 8 朝食込みの料金の場合など、個人に帰属させることが困難な場合の取扱は？

A 8 宿泊料金として一体的に設定され、社会通念に照らし宿泊に附随する軽度なサービスと考えられる場合は、宿泊料金として取り扱うことは可能と考えます。領収書等に食事代と記載があり、宿泊料金と区分が可能な場合には、食事代は対象経費とはなりません。

Q 9 1施設あたりで借り上げられる部屋数の上限はあるか？

A 9 各施設において対象者は限定されるところと考えますので、対象者の規模等に応じて適正な確保をお願いします。

なお、補助金の交付にあたっては、実績報告書等を審査した上で金額を確定します。対象者数と比較し過度な確保を行っているなど、実施要綱及び補助金交付要綱の規定に照らして不適切と判断された場合には、補助金が交付されない場合があります。

Q 1 0 通常のアパートを借りた場合、賃料とは別に敷金、共益費、管理費が必要な場合があるが、当該物件を賃貸するために必須の費用であるから対象となるか？

A 1 0 1人1泊当たり8,000円という補助基準額範囲内で対象となります。
ただし、本事業に該当し実際に利用（宿泊）した日数分を補助対象として計上してください。

【例・アパート1室（賃料84,000円／月）を2月全日（28日間）を借りた場合で、本事業にかかる宿泊で7日利用した場合】

補助対象金額 $84,000 \text{円} \div 28 \text{日} \times 7 \text{日} = 21,000 \text{円}$

Q 1 1 通常のアパートを借りた場合、賃料等とは別に光熱水費を負担することになるが、当該物件を賃貸するために必須の費用ではないから対象としない方向でよいか？同様に消耗品、備品等は対象外経費との整理でよいか？

A 1 1 アパート等については、賃料等の物件を賃貸するための必須の費用が補助対象となり、生活に必要な光熱水費、消耗品等の経費は対象外となります。

ただし、家具や光熱水費が含まれた賃料が一体的に設定されているウィークリーマンション等については、その賃料すべてを補助基準額の範囲内で対象として差し支えありません。

Q 1 2 複数人が同部屋を活用することは可能か？

A 1 2 感染拡大防止のための事業であり、複数人での個室使用は対象となりません。

Q 1 3 実際に毎日、宿泊先を活用しない可能性があり、例えばホテルの一室を借り続けることや、臨時的にアパートを借上げる場合であっても、全て補助対象経費として申請することができるのか？

A 1 3 利用した実績（利用日数）をもとに、補助金を支払うこととなりますので、本事業の対象となる職員数等に照らして、適切な規模を勘案いただいた上で各施設の事業継続に必要な範囲で宿泊場所を確保してください。
(なお、電話により宿泊を当日予約するといったケースも補助対象となります。必ずしもあらかじめ、一定期間宿泊場所を確保する必要はありませんので、利用実態に応じた対応をお願いします。)

Q 1 4 別記第 4 号様式の「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」は提出する必要があるのか？

A 1 4 消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後に、報告する必要があります（仕入控除税額が 0 円の場合であっても、報告が必要となります。）。仕入控除税額を受けた場合は、東京都への報告後、控除額に含まれる補助金額について、東京都へ返還をしていただくこととなります。
なお、提出時期や必要書類等については、別途案内を送付いたしますので、そちらを確認の上、提出してください。

Q 1 5 併設サービスを含めて施設全体で対象とみなしてよいのか？

A 1 5 基本的に、補助対象施設に列挙している入所施設が補助対象施設となりますが、補助対象の入所施設に併設されている通所介護などの職員が、当該入所施設の業務も行っているような場合には、当該入所施設へのウイルス持ち込みを防ぐことを目的として対象となります。

Q 1 6 自主検査による陽性や、検査なしで医師の判断のみによる陽性についても、本事業の感染者に含めるという理解でよいのか？

A 1 6 対象となります。陽性となった経緯についての記録、適切な保管をお願いいたします。